

韮崎市公告第6号

韮崎市が所有する公有財産の売払いを、一般競争入札により行いますので、入札参加資格、入札の場所及び日時その他入札にかかる必要な事項について、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年1月14日

韮崎市長 内藤 久夫

■ 一般競争入札物件一覧

区分番号	物件（財産）名称	型式	初年度登録年月	予定価格	入札保証金
1	日産ウイングロード	GF-WFY11	平成13年3月	20,000円	2,000円
2	トヨタプリウス	DAA-NHW20	平成17年6月	100,000円	10,000円

※予定価格については、あらかじめ韮崎市が定めた最低売却価格をいい、消費税および地方消費税相当額を含みます。

※車両は、落札後に市において一時抹消登録手続きを行います。

■ 物件詳細

物件の現状等については、KSI官公庁オークション・インターネット公有財産売却システムの公有財産売却物件一覧のとおりです。（URL <https://kankochou.jp>）

■ 入札参加申込方法等

（1）入札参加条件

入札の参加者となることができる者は、韮崎市が定め韮崎市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という）。及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾・遵守し、日本国内に住所及び連絡先がある者とします。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 成年被後見人
- ③ 本市に納付すべき市税等を滞納している者
- ④ 韮崎市一般競争入札事務取扱要綱（平成19年12月韮崎市訓令乙第72号）第4条第1項各号の要件を満たしていない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第2号または第6号に該当する者

- ⑥ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者
- ⑧ 18歳未満の者

(2) 入札参加仮申込

入札参加希望者は、令和8年1月14日(水)13時から令和8年2月3日(火)14時までにあらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下、「売却システム」という)により参加の仮申込の手続きを行ってください。

(3) 入札参加本申込

① 申込受付期間

令和8年1月14日(水)13時から令和8年2月9日(月)中までに持参または郵送(当日消印有効)してください。

※土曜日、日曜日及び祝日は受付しておりません。

※入札参加は、上記期間内に下記申込先・受付窓口で受付完了した者に限ります。

② 申込先・受付窓口(問合せ先)

〒407-8501

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号 韮崎市役所本庁舎3階

韮崎市総務課契約管財担当

電話 0551-45-9367 (内線 336)

③ 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(物品)

イ(個人の場合) 公的機関発行の証(住民票抄本、運転免許証、旅券等)の写し
(法人の場合) 登記履歴事項全部証明書の写し

ウ 印鑑登録証明書

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 事前の申込み(入札参加仮申込)がない場合、入札に参加できません。

イ 提出書類は申込日から3ヶ月以内に交付されたものまたは有効期限内のものを各1通提出してください。

ウ 提出された書類等はお返しいたしません。

エ 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

オ 入札参加者の参加資格確認のため、関係機関に意見を聴くことがあります。

(4) 入札物件の下見

物件の確認をお勧めしておりますので、下見を希望する場合は、下記連絡先

へ電話で予約してください。

- ① 場 所 茅崎市役所 茅崎市水神1丁目3番1号
- ② 連絡先 茅崎市 総務課 契約管財担当
- ③ 電 話 0551-45-9367 (内線336)

※入札物件を下見で確認しなくても入札には参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなします。

(5) 入札の期間及び方法

① 入札期間

令和8年2月17日(火)13時から令和8年2月24日(火)13時まで

② 入札方法

売却システム上で入札価格(税込)を登録してください。なお、この登録は一度しかできません。

(6) 入札保証金

- ① 入札に参加しようとする者は、茅崎市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納めていただきます。
- ② 落札者の納付した入札保証金は、請求に基づき、契約締結時に契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に返金します。
- ④ 入札保証金には、利息は付しません。
- ⑤ 落札者が茅崎市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合及び売払代金納付期限までに売払代金から契約保証金を除いた残金を納付しない場合はその落札を無効とし、入札保証金は茅崎市に帰属するものとします。

(7) 入札の無効

- ① この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 虚偽の申請を行った者のした入札
- ③ 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

(8) 落札者の決定方法

- ① 入札期間終了後、茅崎市は売却システム上で開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定します。
- ② 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。
- ③ 入札物件ごとに落札者のログインIDに紐づく会員識別番号及び売却決定金額をKSI官公庁オークション上に公開します。

(9) 契約に関する事項

① 契約の締結

- I 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。
- II 落札者は、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失い、入札保証金は茅崎市に帰属することになります。

② 契約保証金

契約保証金は落札金額の100分の10としますが、請求に基づき、契約締結時に契約保証金に充当します。

③ 契約書の作成

契約の際は蔚崎市より契約書(2部)を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印(実印)のうえ、落札決定の日から起算して7日以内に蔚崎市総務課契約管財担当に直接持参または郵送してください。

④ 売払残金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とし、蔚崎市が交付する納入通知書により、契約締結の日から起算して30日以内に一括にて納付しなければなりません。

落札者は前項の金額を前項の期間内に完納しないときは、落札はその効力を失い、契約保証金は市に帰属することになります。

(10) 契約に関する特約事項

入札物件については、次の条件を付すとともに、売買物件をこれらの用途に使用するおそれのある第三者に転売し、または貸し付けることを禁止します。また、契約不適合責任については、原則として市は責任を負いません。これらを理解されたうえで入札に参加してください。

① 条件等

- ① 落札者は、売買物件に次の条件を付するものとします。
- ② 落札者は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させることはできません。ただし、予め書面により市の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- ③ 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業並びにこれらに類する業に供することはできません。
- ④ 落札者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他これに類するものの活動のために利用する等、公序良俗に反する物品の用に供することはできません。

⑤ 契約不適合責任

売買契約締結後に、物件に種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減額、損害賠償の請求または本契約の解除はできません。

(11) 所有権の移転及び車両引渡

所有権の移転及び車両引渡の注意事項等については、次のとおりです。

- ① 所有権は、売買代金完納時に移転するものとします。
- ② 売買代金完納後、名義変更に必要な書類(登録識別情報等通知書等)を交付します。
- ③ 落札者は、当該車両に係る名義変更の手続きを申請してください。なお、変更時の名義は落札者本人とし、本手続きに要する経費は、落札者の負担とします。
- ④ 名義変更後、市へ登録識別情報等通知書の写しを提出してください。
- ⑤ 当該車両の引渡しは、市が上記書類を受け取り後、現状有姿にて行います。
- ⑦ 引取り及び搬出の際は、関係法令を遵守するとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続きについては、落札者の負担で行うものとします。

(12) 必要な費用

受付時に提出いただく各種証明書発行手数料、入札保証金、契約保証金及び売払代金以外に必要となる一切の費用は、落札者が負担してください。

■ 問い合わせ先

〒407-8501

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号 韮崎市役所本庁舎3階

韮崎市 総務課 契約管財担当 電話 0551-45-9367 (内線 336)